

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社森組（所在地 富山県南砺市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 8 年 9 月 11 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 小林 正哉
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 小田 健一
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社森組	富山県南砺市荒木 5 0 5 - 1

2. 指名停止措置期間： 令和 8 年 9 月 11 日～令和 8 年 9 月 24 日（2 週間）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、富山県が発注した「ほ場整備 祖谷一期地区 水路整備第 2 工区工事」の元請負人であるが、令和 7 年 3 月 5 日、掘削した溝の壁面の崩壊による危険の防止に必要な措置を講じなかったため、壁面が崩れ、作業員を死亡させる事故を発生させた。

この事故に関し、上記有資格業者及び上記有資格業者元現場代理人は、令和 8 年 7 月 2 日に砺波簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金の略式命令を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 1 第 8 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内